

生 企 第 2 2 7 号
令和元年10月7日

各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第33号。別添参照。以下「改正府令」という。）が令和元年9月27日に公布及び施行されたところであるが、その趣旨及び概要並びに運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 趣旨

近年の国際的なライフル射撃競技大会におけるライフル銃の使用実態やライフル射撃競技の関係団体からの意見等を踏まえ、専ら標的射撃の用途に供するライフル銃について、銃の全長に係る規制の見直しを行うものである。

2 概要

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条第1項第1号の許可を受けて所持する、専ら標的射撃の用途に供するライフル銃にあっては、銃の全長の下限を「93.9センチメートルを超えること」から「83.9センチメートルを超えること」に引き下げることにした。

3 運用上の留意事項

銃刀法第4条第1項第1号の許可を受けて所持するライフル銃のうち、標的射撃のみを用途とするものに限り、改正府令により改正された規定の対象となる。すなわち、同号の許可を受けてライフル銃を所持する場合、標的射撃の用途だけでなく、狩猟又は有害鳥獣駆除の用途を兼ねて所持許可を受けることも可能であるが、当該許可を受けたライフル銃は改正府令により改正された規定の対象にならない点に留意すること。

担当 生活安全企画課
営業・危険物係

府 令

○内閣府令第三十三号
銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第九条第二項第四号及び第二十七号第一項第五号の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第十九条（略）</p> <p>3 令第九条第二項第四号及び第二十七条第一項第五号の内閣府令で定める銃身長及び銃の全長は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 猟銃</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 銃の全長（銃身又は銃床が折りたたみ式、伸縮式又は着脱式の銃にあつては、折りたたみ、伸縮又は着脱により最も短くした状態における銃の全長とする。次号において同じ。）九十三・九センチメートル（専ら標的射撃の用途に供するライフル銃にあつては、八十三・九センチメートル）</p>	<p>第十九条（略）</p> <p>3 同上</p> <p>2 同上</p> <p>1 同上</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 銃の全長（銃身又は銃床が折りたたみ式、伸縮式又は着脱式の銃にあつては、折りたたみ、伸縮又は着脱により最も短くした状態における銃の全長とする。次号において同じ。）九十三・九センチメートル</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>

この府令は、公布の日から施行する。

府 令 ・ 省 令

○内閣府令第六号
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉
総務大臣 高市 早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附則（電子資格確認に係る経過措置）</p> <p>4 当分の間、第二十三条の二の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）附則第二十五項の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。</p> <p>5 当分の間、第三十条の二の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府令文部省令自治省令第一号）附則第十二条の二の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。</p>	<p>附則</p> <p>「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>

附 則

- この命令は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）
- この命令の施行の日の前日までの間における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第二十三条の二の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和元年財務省令第二十五号）附則第二条の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。
- この命令の施行の日の日までの間における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第三十条の二の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和元年内閣府令総務省令文部科学省令第五号）附則第二項の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。